

令和5年第3回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年3月24日（金）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時40分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と		出席
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之		出席
	3	関 山 功 一		出席	3	齋 藤 光 則		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席
	5	江 原 健 治		出席	5	神 田 潔		出席
	6	黒 須 宣 夫		出席	6	小 林 一 夫		出席
	7	山 下 幸 一		出席	7	安 野 和 好		出席
	8	吉 田 敏 雄		出席	8	清 水 清		出席
	9	大 山 峰 夫		出席	9	今 泉 志 江		出席
	10	安 藤 富司夫		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	齋 藤 美佐夫		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名
	14	小 島 俊 雄		欠席		欠席者		1名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課		
事務局		事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士		
		主 査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子		
		主任専門員	岡安 秀夫					
説明員		主 査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子		
		主任専門員	岡安 秀夫		農政課	大寫 康正		

審議事項

- (1) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解について
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
- (5) 最適化活動の目標（案）について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和5年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。はじめに、進藤会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。
会長	おはようございます。桜の花も満開の時期となりました。私たち農業者も繁忙期に入っまいます。本日も慎重審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。
事務局長	現在の出席は農業委員13名、推進委員9名でございます。なお、小島委員におかれては本日欠席との報告をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第3回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に黒須委員、山下委員を指名いたします。
<u>日程第1 議案第7号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第1 議案第7号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題いたします。
議長	本件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第7号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。本計画の農地につきましては、平成29年度に農地中間管理事業を利用して、埼玉県農林公社を通じ、○☆○☆○☆○☆株式会社が借受けてしていた農地でございます。今年度、貸借期間が令和5年7月6日で満了となることから、土地所有者に期間更新について意思を確認させていただいたところ、期間更新の申出があったため、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づきまして、農用地利用集積計画を作成したものでございます。 今回も○☆○☆○☆○☆株式会社が全て借受ける予定でございまして、再設定件数3件、筆数は9筆、面積は 3,490.00㎡で、期間は10年3か月としていただいております。計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。 なお、本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期につきましては、中間管理事業を通ず利用権設定については、令和5年7月7日からとなります。内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。 農政課からの説明は、以上でございます。

議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	再設定ですのでネギを作付けするのと思うんですけど、確認のためお聞きいたします。
農政課	これまでもネギを作付けしておりましたが、期間更新後も同様にネギを作付けする予定でございます。
委員	了解しました。
議長	他にどなたかございますか。
	[なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、原案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしと云う声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第7号については、原案のとおり決定します。

日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議長	日程第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。総会資料の4ページを御覧願います。 番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は67.95aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。 農業従事者は本人1名で、従事日数は200日、農機具等については、トラクター、コンバイン、軽トラック等を所有しています。申請地では、今後はジャガイモ等を作付けするとの計画となっております。 このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を**委員をお願いいたします。
委員	それでは、議案第8号 農地法第3条の申請について、3月10日に事務局職員とともに現地確認を実施いたしましたのでご報告いたします。場所は高岩字***番、現況は畑、面積****㎡、権利の内容、譲渡人、譲渡人、理由につき

	ましては、只今事務局から詳細に説明がありましたので割愛させていただきます。 現地案内図の1ページをご覧ください。申請地につきましては***駅東口からおおよそ500m位置いたします。 申請地は、現在、休耕状態ではありますが、防草措置がされておるなど、しっかりとした保全管理がされております。一方、譲受人につきましては、自己所有地で、主に野菜類を作付けしており、農機具は、トラクター、コンバイン、耕運機、軽トラックなどを所有しており、所有する農地は全て耕作、又は保全管理がされております。また、事務局の説明にもありましたが、申請地では、今後、ジャガイモなどを作付けしたいとの意向を聞いております。 つきましては、今後も引き続き耕作されるものと判断し、本件につきましては妥当なものと思われませんが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしと云う声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第8号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第3 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第3 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	それでは、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は3件でございます。総会資料の5ページを御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、幼稚園園庭として転用するための申請です。譲受人につきましては、現在、隣接地にて幼稚園を開園しておりますが、現在の園舎地、及び園庭では手狭であることから、隣接地を取得し、園庭及びバスの乗降スペースとするため、今回申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。

事務局	番号2につきましては、譲受人が譲渡人から、贈与により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、夫と子供の3人で市外の賃貸住宅に居住しておりますが、将来的には子供部屋を必要となることや、家財道具が増えて手狭になってきたこともあり、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号3につきましては、譲受人が譲渡人から、使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、妻と子供の3人で市内の賃貸住宅に居住しておりますが、両親の老後のことなどを考え、実家近くの申請地に自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 簡単ですが、説明は以上です。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第9号番号1、小久喜字下野谷**** 地目 田 小久喜字下野谷**** 地目 田 5条申請について3月20日に現地を確認いたしました。申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。更に申請地は駅から800mの範囲内にあり、更に申請地は上水道管等が埋設された道路の沿道にあり、なお且つ、学校、病院の二つが申請地から500mの範囲に存在し市街化が著しい区域です。 なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。また、申請地は多少草が生えておりますが、農地として利用されており違反等はされておりません。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。現地案内図は2ページをご覧ください。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議長	続きまして、番号2の現地確認の報告を**委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号2 大字実ヶ谷字川端****の5条申請について、3月17日に現地を確認いたしました。申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。周辺は既に宅地として利用されており、今後も住宅地として発展する可能性の高い場所でございます。現地案内図の3ページをご覧ください。申請地は** ** ** 高校、** ** 病院の二つが申請地から500mくらいの範囲に存在しており

委員	ます。また、申請地は農地として利用されており違反等はされておりません。転用の理由等は事務局の説明のとおりでございます。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。
議長	続きまして、番号３の現地確認の報告を**委員をお願いいたします。
委員	今回申請の番号３の１、３の２、上野田字本村****、****の５条申請について、３月２０に現地を確認いたしました。現地案内図は４ページでございます。転用理由等は事務局の説明のとおりでございます。申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は住宅が点在しており、今後も住宅地として発展する可能性が高い場所です。更に申請地は**小学校から約３００m**中学校から約４００m、***病院から約６００m、市役所から約９００mの地域でございます。また、申請地は耕作されており違反等はありません。また、周辺農地へ支障を来すことはございません。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしと云う声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第９号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第４ 議案第１０号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について</u>	
議長	日程第４ 議案第１０号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について を議題といたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局	議案第１０号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について御説明いたします。机の上に配付させていただきました別添資料を御覧願います。 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」につきましては、予め委員の皆様以案を確認いただいたところであります。確認の結果、委員の皆様からいただきました意見を反映し、今回総会に提出した案のとおりにまとまりましたので、御審議をおねがいたします。

議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては案のとおり指針を決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしと云う声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第１０号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第５ 議案第１１号 最適化活動の目標（案）について</u>	
議長	日程第５ 議案第１１号 最適化活動の目標（案）について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第１１号 最適化活動の目標（案）について御説明いたします。こちらにつきましても皆様の机の方へ最終版と云う形で配布させていただいております資料を御覧願います。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第３７条で「農業委員会事務の実施状況を公表しなければならない」とされておりまして、公表する事項の１つとしてこちらの様式が定められております。つきましては、今年度につきましても総会の議案として審議をお願いするものでございます。お配りした資料といたしましては、ページをめくっていただきますと、「令和５年度最適化活動の目標（案）」となっております、こちらは令和５年度の活動計画と目標値等を記載しています。 内容につきましては、皆様のご意見等を反映させていただいた最終版となりますので、こちらにつきましてご審議をいただきたく思います。以上です。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については原案のとおり決定することで御異議ございませんか。 [異議なしと云う声あり。]
議長	異議なしと認めます。よって議案第１１号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第７号から第１１号に係る議事を終了いたします。 [午前９時２０分]

議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回の報告は 2 件でございます。総会資料の 9 ページ目を御覧願います。番号 1 につきましては、共同住宅敷のための転用です。番号 2 につきましては、長屋住宅敷のための転用です。以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしと云う声あり。]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 2 その他</u>	
議長	続続きまして、協議報告事項 2 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 2 その他について でございますが、お手元に配付させていただきました「農地法の下限面積の撤廃について」の資料を基に説明いたします。 農業者の減少・高齢化が加速化する中で、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者の農地等の利用を促進する観点等から、令和 5 年 4 月 1 日より農地関連法の改正が施行され、農地法第 3 条で規定する下限面積要件（50 a）が廃止となります。また、農業委員会総会において決定しておりました、別段面積の設定又は見直しも廃止となります。しかし、資料の参考で 1 から 5 で示している中、4 の下限面積については撤廃となりますが、1、2、3、5、農地の権利取得に必要なその他の要件、全部効率利用、農作業常時従事、地域調和等は引き続き継続となります。以上でございます。
議長	このように改正されるとのことですが、一方で、不安的要素もあるものと思います。どなたかご質問はございますか。
委員	農地が誰でも買えると云うことになるようですが、それに対する規制については如何でしょうか。
事務局	これまでの農地取得要件の内、下限面積のみが撤廃されるのであって、他の要件については引き続き存続いたします。従って、誰でも買えると云うものではございません。
議長	買った後に問題が発生する可能性もあります。許可申請を受けるにあたっては、事務局の方で慎重に精査願いたいと思います。

委員	50aの要件が撤廃されると云うことですが、農機具等の所有については如何か。今後も農業委員会の方で確認されるのでしょうか。
事務局	国の考え方では、農機具等はリースでも可能であり、且つ、耕作面積に即したものであれば問題はないとの認識のようです。
委員	耕作面積に即する基本はないわけですが、作付面積に対して不合理な実態が発生する恐れが考えられます。その辺は、事務局の方でよく確認した上で、総会に提案される方向でよろしいのですか。
事務局	農機具の所有状況や予定作物など、申請内容を精査していきます。
委員	全部効率利用要件については、これまで農地を持っていなかった方が購入する場合は達成できないものとなりますが、下限面積が撤廃するから不問となるようですが、農作業従事要件についても一定の方が150日以上などと云われますけれども、取得後において行う耕作に必要な農作業と云うことで、買った後150日以上従事すれば可能と云うことでしょうから、参考の1と3なんかは、これまで農地を持っていなかった方が家庭菜園をやりたいから少し農地を買うことも可能となるものだと思いますが、その結果、1年後、或いは3年後の状況確認をやらない限り、一旦許可したら終わりと云うことになってしまうと、当初は耕作する予定で購入したものの、結局放置状態になってしまうような事例も出てくると思います。その辺が少し気になるところです。
事務局	ただ今のご意見については、事務局といたしましても同様に認識しているところです。権利取得後の実態については、受付時点で見極めるのは非常に困難であるものと思っております。今後注視していきたいと思えます。
委員	下限面積の撤廃は埼玉県内についてなのか、或いは全国的なものですか。
事務局	全国に適用されます。
委員	白岡市の農業委員会の中で、下限面積の撤廃と併せて、例えば、5年以上作付けをするとかなど、期間の設定を追加で設けたら如何でしょうか。それを行うことによって耕作放棄地とならないように監視するなどの仕組みを追加したら如何でしょうか。
事務局	申請時に不耕作地としない旨の誓約書を提出していただいております。引き続き注視して参りたいと思えます。
議長	ただ今の**委員の提案のように、今後も皆様方の方から何かありましたら事務局の方へ申し出願いたいと思えます。
委員	追跡調査を行えるシステムの構築を願います。
委員	遊休農地や耕作放棄地が発生しないかを心配しています。小規模な農地を所有している農家に多いのが現実です。今後の注意点だと思います。

議長 事務局	事務局の方で皆さんの意見を整理しておいてください。よろしくお願いします。 続きまして、農業委員会活動記録の提出について でございます。 活動記録の提出についてありがとうございます。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の資料配付時に返却させていただきますので、よろしくお願いします。また、机の上に新しい活動記録簿を配布させていただいております。4月以後はそちらをご利用くださいますようお願いいたします。枚数が足りなくなったなどの場合は事務局へ申し出くださるようお願いいたします。 続きまして、来月の農地パトロールについて でございます。 4月4日、岡安委員・大山地区推進委員 4月18日、吉田委員・安藤委員・日勝地区推進委員との予定をしております。必要に応じて日程変更をお願いします。日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 なお、最近落ち着いてきておりますが、新型コロナウイルスの関係などによりパトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。 最後に来月の総会の日程について でございます。 4月24日月曜日午前9時から予定しております。議事録署名委員の黒須委員、山下委員の両委員は来月署名をお願いします。以上で、協議報告事項その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。 [なしと云う声あり。]
議長	ありがとうございました。
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了午前9時40分]
議長	ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。